

相楽郡広域事務組合公募型指名競争入札実施要綱

(平成30年11月制定)

平成30年11月30日要綱第3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、相楽郡広域事務組合が発注する大谷処理場基幹的設備改良工事について、建設業者等の技術的適正を把握し、入札参加意欲を反映させるとともに、指名競争入札の透明性、公平性及び競争性をより一層高めるために導入する公募型指名競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「公募型指名競争入札」とは、大谷処理場基幹的設備改良工事について一定の入札参加資格要件を公告し、入札に参加しようとする者が提出する当該建設工事等の施工等に係る技術的特性等を把握するための技術資料の審査を経て、その者の中から入札参加者を指名選定して入札する方式をいう。

(入札参加資格)

第3条 公募型指名競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 相楽郡広域事務組合入札参加資格者登録名簿に登録されている者
(平成31年2月中に指名入札願申請書類を提出し資格を有すると認められた者を含む)
- (2) 建設業法第15条の規定に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有する者
- (3) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合評価点数が700点以上の者
- (4) し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの新設、増設、改造等に係る工事(契約金額が1億5千万円以上、主処理工程の整備を含むものに限る。)を元請けとして行い、稼動開始に至った経緯のある者
- (5) 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、し尿処理施設又は汚泥再生処理センターの新設、増設、改造等に係る工事(契約金額が1億5千万円以上、主処理工程の整備を含むものに限る。)の経験がある技術者を、改良工事に専任で配置できる者

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (7) 国、京都府、組合又は関係市町村のいずれかの市町村から指名停止措置を受けていない者
- (8) 木津川市暴力団排除条例（平成 24 年木津川市条例第 36 号）に規定する措置要件のいずれにも該当しない者
- (9) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく特別清算の申立てがなされていない者
- (10) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産の申立てがなされていない者
- (11) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合は、更生手続が完了している者
- (12) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した場合は、再生手続が完了している者
- (13) 手形交換所による取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過している者、又は 6 月以内に手形若しくは小切手を不渡りとしていない者
- (14) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられた場合は、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から 5 年を経過している者
- (15) 法人税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
（工事等の周知）

第 4 条 公募するに際しては、速やかに公募型指名競争入札に関する告示を相楽郡広域事務組合及び構成市町村ホームページ等に掲載して行うものとする。

（告示事項）

第 5 条 告示する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 関係資料
- (3) その他必要な事項

（入札参加申込）

第 6 条 入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 参加表明書
- (2) 参加資格審査申請書及び関係書類
- (3) 参加資格審査申請書

- (4) 清掃施設工事に係る特定建設業の許可書の写し
- (5) 清掃施設工事に係る経営事項審査結果通知書の写し
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税に係る納税証明書の写し
- (7) 工事施工実績届出書
- (8) 施工実績に係る契約書等の写し
- (9) 予定監理技術者の経歴
- (10) 参加表明者と予定監理技術者の雇用関係を明らかにする書類
- (11) 予定監理技術者の法令による免許等の写し
- (12) 予定監理技術者の工事経歴を証明する書類
(入札参加者の選定等)

第7条 入札参加資格等審査委員会は、入札参加申込者が提出した申請書等により資格審査を行い、入札参加者を指名選定するものとする。

2 前項による指名選定結果に基づき、入札参加申込者に対して指名・非指名の別を書面により通知しなければならない。

3 前項の規定により非指名通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

(指名の取消し)

第8条 書類提出時に虚偽の申請を行った者又は第7第2項の規定による通知を受けた後、第4条の資格要件を満たさなくなった者については、その指名を取り消すものとする。

(入札への参加)

第9条 入札参加者は、入札執行に先立ち、第7第2項の規定による通知の写しを入札執行担当職員に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。